



医政指発第 0405002 号

平成 17 年 4 月 5 日

(社) 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



医療機関に搬送した傷病者に関する情報について

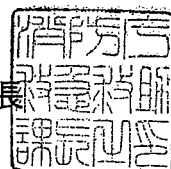
厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添の通り情報提供がございましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

消防救第96号
平成17年3月31日

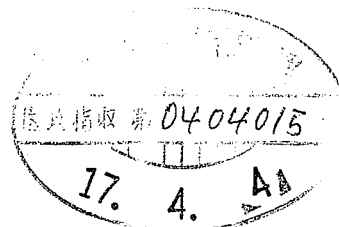
厚生労働省医政局指導課長 殿

消防庁救急救助課長



医療機関に搬送した傷病者に関する情報について

標記について、今般、別添のとおり各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知したので、御了知ただくとともに、各医療機関に対して周知方よろしくお願いしたい。



(写)

消防救第95号
平成17年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁救急救助課長

医療機関に搬送した傷病者に関する情報について

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」が全面施行されるとともに、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」が施行されますが、消防機関が、消防組織法第22条に基づいて、消防庁長官に救急救助業務実施状況調及びウツタイン様式等の報告並びにこれらの報告に資する活動記録票の作成をするため、医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求める場合においては、下記により協力を依頼されるよう、各都道府県におかれましては、管内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 消防機関が、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求めることは、同法第23条第1項第4号に該当すると考えられること。
- 2 消防機関が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する行政機関に該当する医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求めることは、同法第8条第2項第3号に該当すると考えられること。
- 3 消防機関が、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当する医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求めることは、同法第9条第2項第3号に該当すると考えられること。

- 4 事後検証のために、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「独立行政法人等」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第9条第2項第3号に該当すると考えられること。